

第6期 守口市障がい福祉計画及び 第2期 守口市障がい児福祉計画

概要版

～障がいのある人もない人も、互いを尊重し、

支え合いともに暮らすまち守口～



守口市シンボルキャラクター
もり吉

令和3年3月
守口市

計画の策定にあたって

1 計画策定の目的と趣旨

本市は平成 29 年 3 月に、平成 29 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「第 3 次守口市障がい者計画」を策定しました。この計画では「障がいのある人もない人も、互いを尊重し、支え合いとともに暮らすまち守口」を基本理念とし、本市の障がい福祉施策全般に関わる理念や目標、方針を定めています。

この度、策定する「第 6 期守口市障がい福祉計画及び第 2 期守口市障がい児福祉計画（以下、「本計画」という。）」は、令和 3 年度から令和 5 年度までを計画期間とし、先の「第 3 次守口市障がい者計画」を着実に実行するための具体的方策を定める計画としても位置づけられるものです。

そのため、本計画においては「第 3 次守口市障がい者計画」で掲げた重点施策に基づき、今後 3 年間で重点的に推進する取り組みを設定し、それらに関連する障がい福祉サービス等の充実や各種体制整備を設けました。

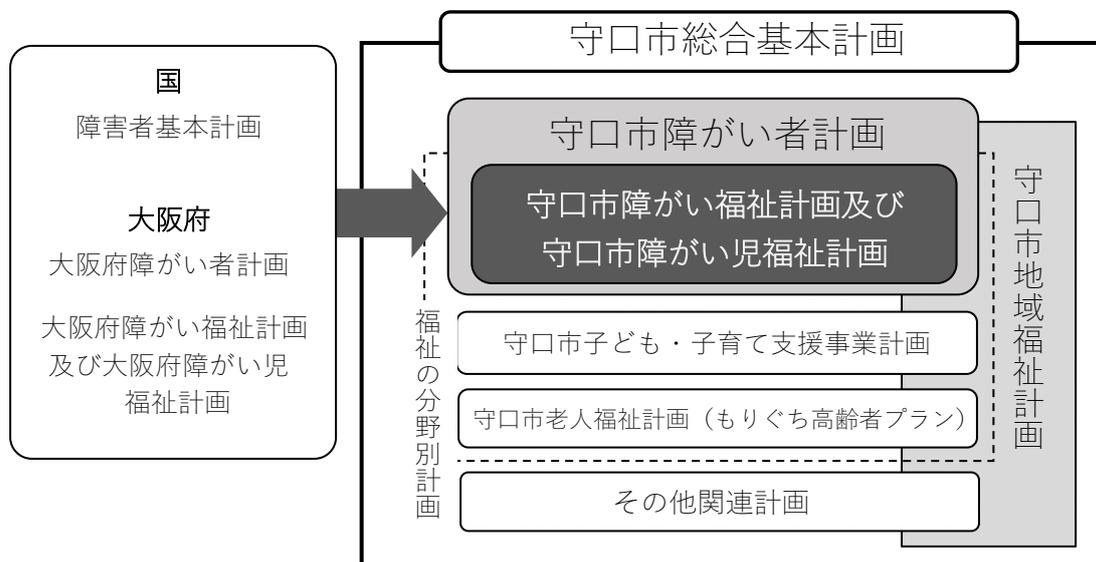
2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画」として策定します。

(2) 関連する計画との関係

本計画は「第 6 次守口市総合基本計画」及び「第 3 次守口市障がい者計画」、「第 3 次守口市地域福祉計画」を上位計画としています。また、本計画の策定にあたっては、「守口市老人福祉計画」「守口市子ども・子育て支援事業計画」等、関連計画及び「第 6 期大阪府障がい福祉計画及び第 2 期大阪府障がい児福祉計画」との整合性を図ります。



3 計画の期間

国の基本指針に基づき、市町村の障がい福祉計画は3年を1期とすることと規定されていることから、本計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

4 計画の策定体制

(1) 障がい者自立支援協議会における検討

本計画の策定にあたっては、障害者総合支援法第88条第8項及び第9項において、同法第89条の3第1項に規定する協議会の意見を聴くよう努めることと規定されており、本市が設置する障がい者自立支援協議会にて意見聴取及び検討を行いました。

障がい者自立支援協議会は、学識経験者や障がい者団体・福祉・医療・人権関係団体の代表者、教育関係機関・関係行政機関等の代表者によって構成されており、本会議のもとに運営会議を設置し、下部に各専門分野別の支援者実務者会議を設ける体制となっています。

(2) 障がいのある人等やサービス提供事業所からの意見の集約

① 障がいのある人及び児童を対象とした調査の実施

障がいのある人及び児童の日常生活の状況や要望などを把握するために、令和2年8月7日から令和2年8月27日にアンケート調査を実施しました。

② 障がい者関係団体を対象とした調査の実施

活動状況の把握や今後の障がい者施策に対する意見等についておうかがいするために、令和2年9月1日から令和2年9月23日に意向調査を実施しました。

③ サービス提供事業所等を運営する法人を対象とした調査の実施

現在実施されている事業の内容や今後の事業展開の意向についておうかがいするために、令和2年9月1日から令和2年9月23日に意向調査を実施しました。

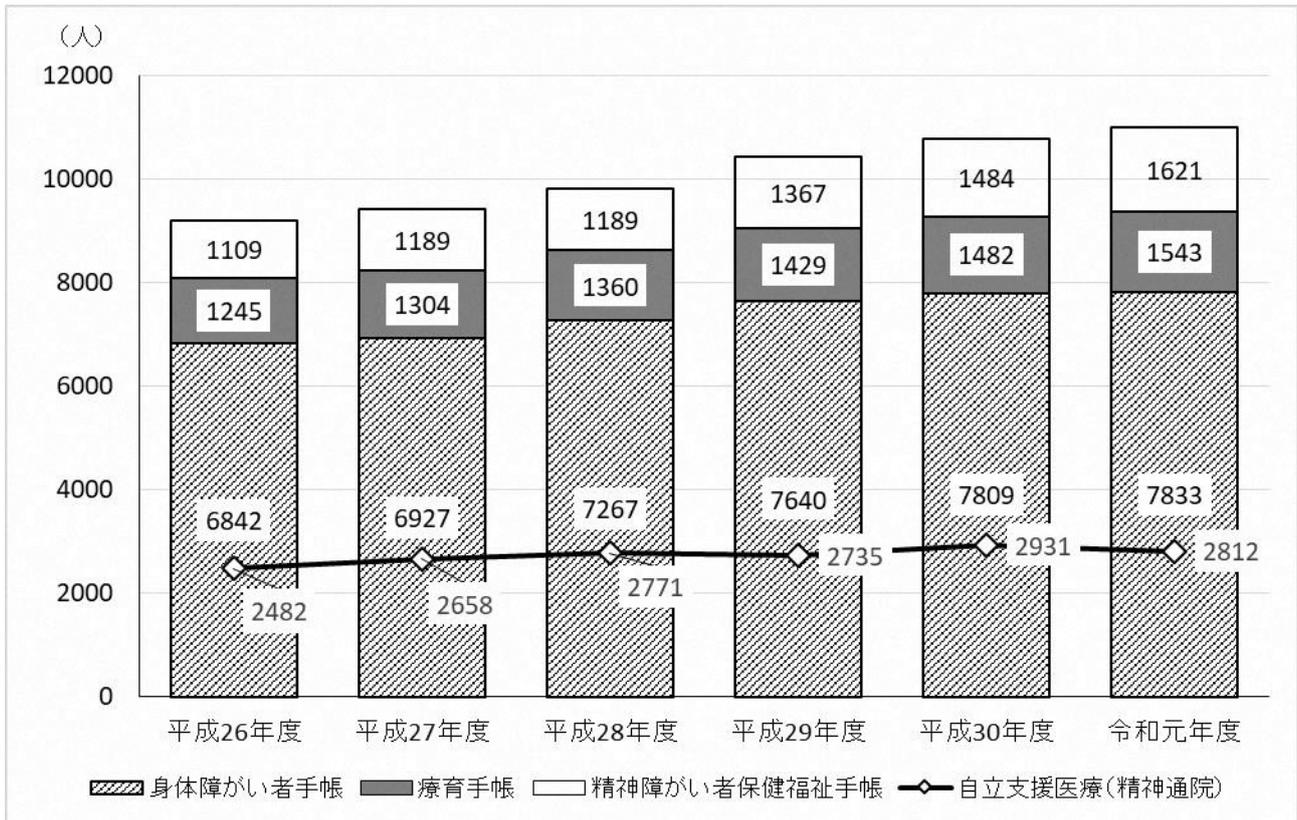
(3) パブリックコメントの実施

令和3年1月15日から2月15日に、市役所、守口市障がい者・高齢者交流会館、守口市立わかたけ園、守口市立わかくさ・わかすぎ園、各コミュニティセンター、大日サービスコーナー、守口市立図書館、文化センター（エナジーホール）、市民体育館、市ホームページにおいて、計画案の閲覧、意見提出用紙の配布を行い、パブリックコメントを実施しました。

5 障がい者手帳等所持者の推移

障がい者手帳の所持者数は各障がい者手帳ともに増加しており、令和元年度で身体障がい者手帳所持者が7,833人、療育手帳所持者が1,543人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が1,621人となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者は平成30年度から令和元年度にかけては減少となっていますが、平成26年度から令和元年度にかけての6年間では330人の増加となっています。



資料：障がい福祉課調べ（各年度3月末時点）

第3次守口市障がい者計画との関係

障がい者計画における重点施策	本計画における関連項目	
	取り組み	成果目標・活動指標
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">重点施策1</div> 地域生活を支える体制整備及び地域移行の促進	【取り組み1】 地域生活支援拠点等の整備・拡充	体制整備 ・地域生活支援拠点の整備 大阪府 成果目標 ・地域生活支援拠点等運用状況の検証・検討 サービス 等事業 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障がい者等包括支援 ・短期入所 ・共同生活援助 ・移動支援事業
	【取り組み2】 相談支援機能の充実	サービス 等事業 ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援・障がい者相談支援事業 ・基幹相談支援センター ・基幹相談支援センター等機能強化事業 ・住宅入居等支援事業 ・地域活動支援センター 大阪府 活動指標 ・相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 ・相談支援事業者の人材育成の支援 ・相談機関との連携強化の取組
	【取り組み3】 障がい者自立支援協議会の活性化	
	【取り組み4】 施設入所者の地域生活への移行	サービス 等事業 ・施設入所支援 ・療養介護 ・自立生活援助 大阪府 成果目標 ・施設入所者の削減 ・地域移行者の増加
	【取り組み5】 精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステムの構築	大阪府 成果目標 ・精神病床退院後1年以内の地域における平均生活日数 ・精神病床における1年以上長期入院患者数 ・精神病床における早期退院率(入院後3か月・6か月・1年の退院率) 大阪府 活動指標 ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数・参加者数・ 目標設定及び評価の実施回数 サービス 等事業 ・精神障がいのある人の地域移行支援 ・精神障がいのある人の地域定着支援 ・精神障がいのある人の共同生活援助 ・精神障がいのある人の自立生活援助
	【取り組み6】 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	大阪府 活動指標 ・障がい福祉サービス等各種研修への市町村職員の参加 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制有無・実施件数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">重点施策2</div> 就労支援の充実・強化	【取り組み7】 就労相談の充実	サービス 等事業 ・生活介護 ・自立訓練(機能訓練・生活訓練) ・就労継続支援(A型・B型) ・就労移行支援 大阪府 成果目標 ・福祉施設利用から一般就労への移行者数の増加
	【取り組み8】 職場定着支援	サービス 等事業 ・就労定着支援 大阪府 成果目標 ・就労継続支援(B型)事業所における工賃平均額の増加 ・一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用する人の人数 ・就労定着支援事業所ごとの就労定着率
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">重点施策3</div> 施策の谷間にあった分野への支援の充実	【取り組み9】 施策の谷間にあると言われていた児童への支援に向けての連携	体制整備 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 ・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保
	【取り組み10】 医療的ケア児の協議の場	体制整備 ・医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置 ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
	【取り組み11】 児童発達支援センターの充実	体制整備 ・児童発達支援センターの設置
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">重点施策4</div> 保健・教育・労働・まちづくりなどの生活場面に 応じた施策の推進	【取り組み12】 療育の向上、担保	サービス 等事業 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・障がい児相談支援 ・ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の受講者数 ・ペアレントメンターの人数 ・ピアサポート活動の参加人数 体制整備 ・保育所等訪問支援の充実
	【取り組み13】 意思疎通支援の提供体制の充実	サービス 等事業 ・手話通訳者派遣事業 ・文字通訳者派遣事業 ・手話通訳者設置事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・日常生活用具給付等事業
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">重点施策5</div> 障がい者差別の禁止及び合理的配慮の普及	【取り組み14】 差別の禁止、合理的配慮	サービス 等事業 ・理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援事業

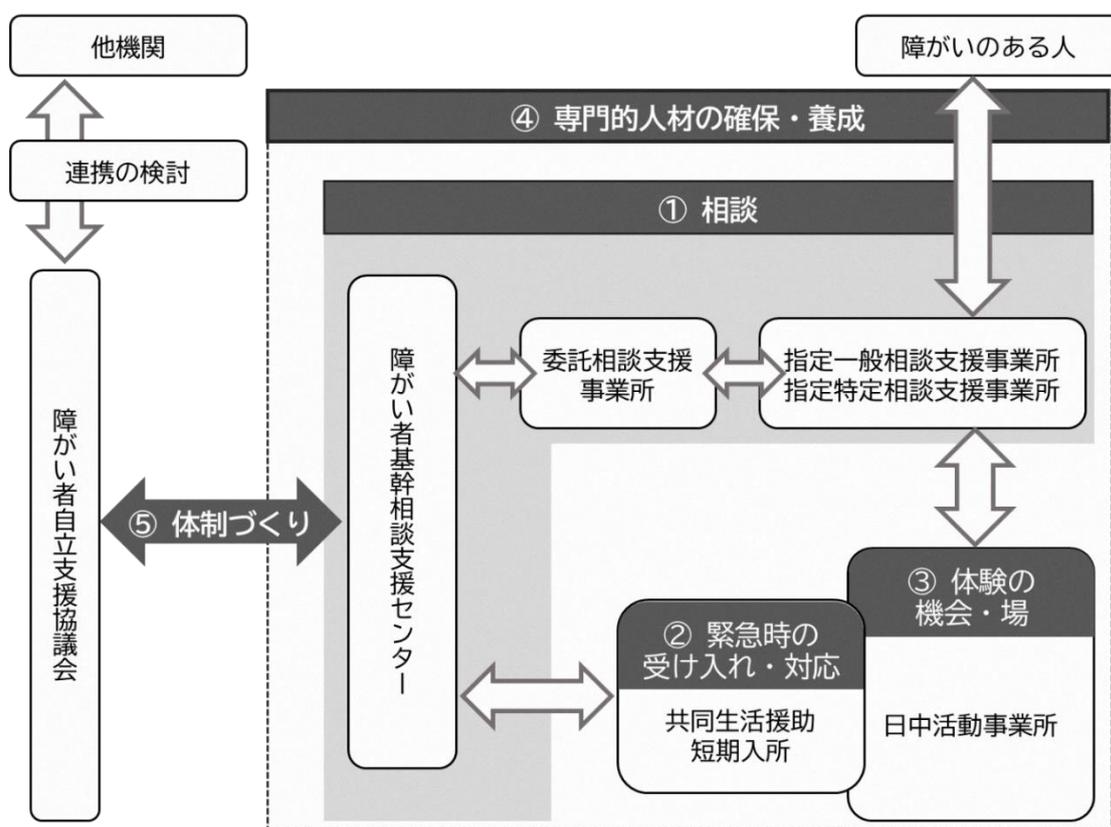
計画推進のための取り組み及び活動指標

1 地域生活支援拠点等の整備・拡充

障がいのある人及び児童が地域で安心して暮らし続けるため、障がいの重度化や高齢化、親亡き後にも切れ目なく支援を提供できる体制を構築することを目的としています。

本市では、必要とされる支援・機能を複数の事業所で分担し、連携することで地域を支える「面的整備」を実施します。障がいのある人及び児童の地域生活には、「①相談」「②緊急時の受け入れ・対応」「③体験の機会・場」「④専門的人材の確保・養成」「⑤地域の体制づくり」の5つの機能が必要であり、それぞれの機能について引き続き整備・拡充を図ります。また、障がい者自立支援協議会などを利用して、整備した地域生活支援拠点等の運用状況を検証・検討していきます。

【守口市地域生活支援拠点等の整備の全体像】



(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯に対して常に連絡体制を確保し、障がい特性に起因する緊急事態が発生したときに必要なサービス調整や相談等を行います。また、相談内容の多様化・複雑化に対応するため、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言や人材育成のさらなる強化・充実など相談支援体制の一層の強化を図ります。

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所の活用により緊急時の受け入れ体制を常に確保し、介護者の急病や虐待発生時の受け入れ、医療機関に対する必要な連絡対応等を行います。今後も引き続き、緊急時の受け入れ先の確保・拡充に向けて取り組んでいきます。さらに今後は、受け入れ先の活用状況の分析を進め、丁寧なアフターフォローを提供で

きるよう、さらなる連携体制の強化を図ります。

(3) 体験の機会・場

地域移行や親元からの自立に向けて、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や1人暮らしの体験の機会を提供します。今後も、公民連携により地域移行の促進や親元からの自立を希望する人のニーズに対応できるよう、市有地活用等の検討も含めて、引き続き提供体制の整備促進に向け取り組んでいきます。

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアや行動障がい、高齢化に伴う障がいの重度化について専門的な対応を取るための体制整備や人材育成を行います。今後も市内事業所における専門性の向上に向け、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所が中心となって、各事業所の特色を活かした専門研修をコーディネートし開催してまいります。

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応するため、サービスの提供体制の確保・充実・均てん化や、社会資源の連携体制の構築を行います。また、今後整備予定の地域生活支援拠点に福祉避難所の機能を付加し、発災時等において障がいのある人の安全確保に向けた取り組みを進めます。

2 相談支援機能の充実

本市では、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送ることができるよう、平成27年度以降、すべての障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援を利用できるよう推進してきました。現在では、多くの利用者が計画相談支援を利用しています。

今後、施設入所者や精神病床入院患者の地域移行を促進するにあたり、相談支援機能の果たす役割は非常に大きいものと考えられることから、引き続き相談支援サービス提供基盤の整備を図ります。

3 障がい者自立支援協議会の活性化

再構築された障がい者自立支援協議会を活性化させ、地域課題の解決に向けた取り組みと、関係機関のネットワーク構築を推進します。また、各会議体の役割を明確化し、プロセスの効率化を図るとともに、地域におけるニーズや課題を吸い上げ、地域資源を活用しながら解消する体制の構築を推進します。

課題の性質により6つの支援者実務者会議相互の交流や有機的な連携を強化し、必要に応じて居住支援協議会、発達障がい者支援センター、高次脳機能障がい者支援拠点、難病相談支援センター等との連携も視野に入れて取り組んでいきます。

また、地震や豪雨等の災害、新型コロナウイルス感染症の流行等が、障がいのある人及び児童の生活状況に影響を及ぼしていることも踏まえ、障がいのある人及び児童が住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、総合的・包括的に支える体制整備に向けて取り組みます。

4 施設入所者の地域生活への移行

第6期大阪府障がい福祉計画においては施設入所者の削減が成果目標として掲げられていることから、共同生活援助をはじめとした地域の受け入れ体制を整備し、地域生活への移行を推進します。また、地域生活への移行を進めるにあたり、施設等の支援に係るニーズ把握に引き続き努めてまいります。

5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「保健、医療、福祉関係者による協議の場」を、障がい者自立支援協議会の精神障がい者支援者実務者会議に設置し、精神障がいのある人の地域生活を支える体制整備を進めるとともに、精神入院患者の地域移行が円滑に行われるよう支援します。

6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等事業所の請求に対する審査結果（過去の請求履歴のうち過誤が多い事項等）を、自立支援審査支払等システム等を活用して分析し、分析結果を活用して事業所や関係自治体等と共有する体制を構築します。

7 就労相談の充実

障がい状況や資質に応じた就労先へとつなぐことができるよう、就労相談の充実を図ります。また、福祉施設から一般就労への移行促進に努めます。

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、市役所内における職場実習等の取り組みを引き続き実施するとともに、就労支援者実務者会議と他の支援者実務者会議の連携を図り、障がいのある人の個別の状況を勘案し着実な移行に向けて取り組んでいきます。

8 職場定着支援

就職後の職場定着について、支援できるサービス基盤整備及び体制を構築し、障がいのある人の安定した就労生活を支援します。

一般就労している人の就労先以外の居場所の提供に向け、自発的活動支援にて行っているサロンの情報提供、啓発に引き続き取り組みます。

また、一般就労移行後の職場定着に向け、就労定着支援のサービス提供体制を整備する必要があることから、就労移行支援事業所等に対し、就労定着支援事業所の開設等について働きかけていくことを検討します。

9 施策の谷間にあると言われていた児童への支援に向けての連携

これまで施策の谷間にあると言われていた重症心身障がい児や医療的ケア児が身近な地域で療育的支援を受けられるように、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を増設し、重症心身障がい児及び医療的ケア児の支援体制の整備と充実に向けて取り組みます。

10 医療的ケア児のための協議の場

国の基本指針、大阪府の基本的な考え方としても掲げられている「医療的ケア児のための関係機関の協議の場」を、障がい者自立支援協議会の障がい児支援者実務者会議に設置し、医療的ケア児の支援に携わる保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の各種関係機関の連携のもと、医療的ケア児に向けた支援のあり方の検討や専門性の向上を目指し、医療的ケア児の安定した地域生活を保障するための総合的かつ包括的な支援

体制の整備を図ります。

また、国の基本指針、大阪府の基本的な考え方としても掲げられている、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児がそれぞれの障がい特性に応じた適切な支援を受けられるよう取り組みます。

11 児童発達支援センターの充実

障がいのある児童の支援にあたっては、障がいの早期発見・早期療育をはじめ、成長に応じた切れ目のない支援、障がいのある児童もない児童もともに学び育つ環境の整備、療育的支援の資質の向上が必要です。

今後、福祉型児童発達支援センター「守口市立わかかくさ・わかすぎ園」が各種関係機関と緊密に連携し、障がいのある児童に向けて切れ目のない支援の提供や、障がいのある児童が地域の中で健やかに成長していくことができる環境の整備に向けて取り組みます。

12 療育の向上、担保

児童発達支援、放課後等デイサービスについては専門性及び資質の向上を図り、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、指定障がい児相談支援についてはサービス提供基盤の整備に努めます。これらのサービスを必要とする児童すべてに対して、障がい状況や特性に応じた適正な支援が提供されるよう取り組みます。

障がい児通所事業所の資質向上については、引き続き市内事業所の巡回訪問等を実施し、各事業所の実情等の把握及び支援の適正化に取り組みます。また、保育所等訪問支援事業のサービス提供事業所を増加させるための方策について検討します。

13 意思疎通支援の提供体制の充実

意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業について、これらの支援を必要とするすべての障がいのある人に対し、支援の提供が行き渡るよう取り組んでいきます。

また、情報保障の拡充に向けて、障がい特性に応じた多様な意思疎通支援、情報発信の方法を検討します。さらに、外出時に困ったときや助けを求めたいときに自身の情報を伝えるツールとして、ヘルプマークやヘルプカードを周知・啓発するよう努めます。

14 差別の禁止、合理的配慮

理解促進・啓発事業を活用し、様々な障がい特性及び障がいのある人への理解を広める講座を実施します。

また、一般就労する障がいのある人の会をはじめ、障がいのある人が自主的に取り組む活動への後方支援等を行い、障がいのある人の仲間づくりや支え合いの関係づくりを促進します。

親亡き後等を見据え、障がいのある人の権利や安全を保障するために、関係各課と連携し、成年後見制度の周知や利用援助に向けた支援に取り組むとともに、引き続きユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、バリアフリー化の推進に努めます。

さらに、視覚障がい者等の読書環境の整備に向けて取り組みます。

1 計画の推進体制

(1) 庁内連携

本計画の推進にあたっては、障がいのある人及び児童に関わる庁内各課と連携を保ち、多面的に障がいのある人及び児童を支援する体制づくりが必要です。関係各課との情報共有や意見交換を積極的に行い、本計画を着実に実行していきます。

また、庁内職員を対象として研修等を行い、職員一人ひとりの障がい者理解の促進や施策・事業についての理解の向上に向けて取り組みます。

(2) 市民や地域、関係団体との連携

障がいのある人及び児童が地域で安心して生活していくためには、障がい福祉サービス提供体制の充実はもちろんのこと、地域住民の理解や支え合いがきわめて重要となります。

広く地域に向けて、障がい特性や障がいのある人等に対する理解啓発に努めるとともに、障がい者団体やボランティア団体の主体的な取り組みを支援し、障がいのある人等が住み慣れた環境で安定した日常生活を送ることができるよう取り組みます。

(3) 関係機関との連携

本計画が障がい福祉サービス等の供給基盤の整備や提供見込量を指標とするものであることから、本計画の目標達成には市内における障がい福祉サービス提供事業所等との協力体制が必須となります。

また、医療機関や保健福祉機関、教育機関、就労機関等、障がいのある人及び児童の支援に関わる各種関係機関と交流を持ち、きめ細やかで充実したサービス提供に努めます。

(4) 大阪府・府内市町村との連携

本計画は「第6期大阪府障がい福祉計画及び第2期大阪府障がい児福祉計画」の成果目標とも関連していることから、大阪府との連携を図り計画の実行に向けて取り組みます。

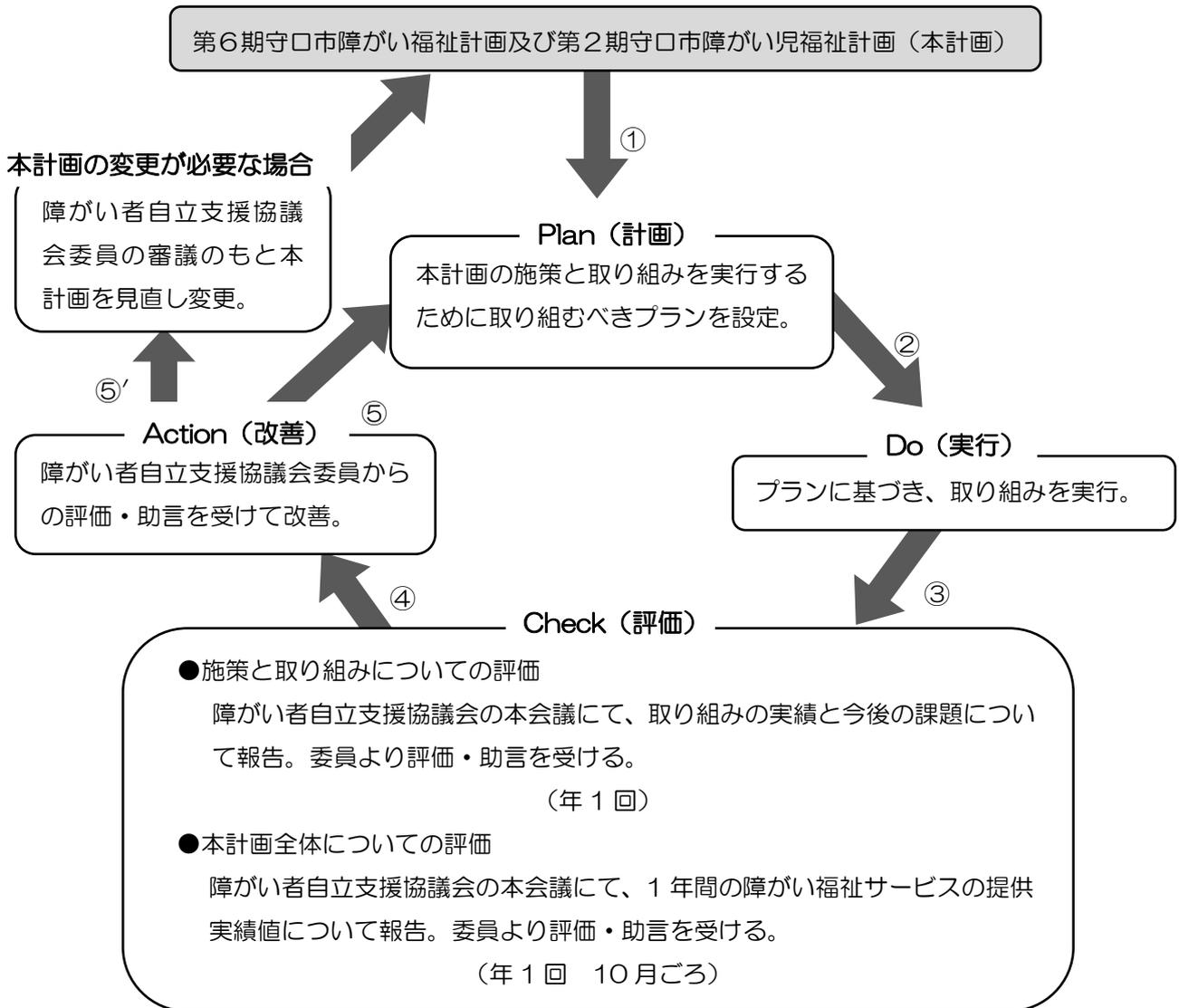
また、障がい福祉施策の見直しや充実が求められる事項に関しては、国や大阪府に対し意見具申を行います。

なお、広域的に取り組むべき課題については北河内7市をはじめとする府内市町村と適宜連携を図り、計画の実効性を高めます。

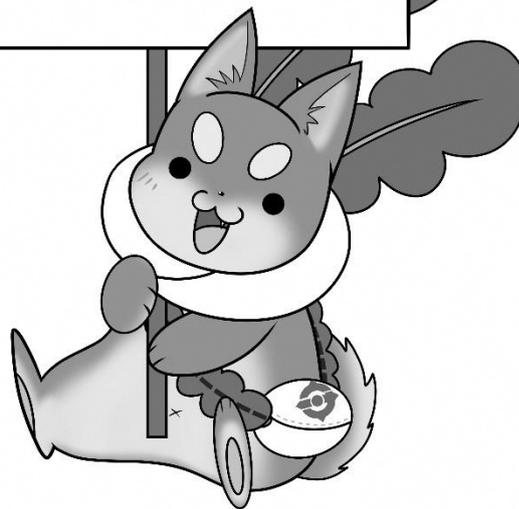
2 計画の評価・進捗管理

本計画の推進にあたってはPDCAサイクルを導入し、本計画における取り組みごとの進捗管理及び本計画全体の進捗管理を行い、重層的な視点のもと確実に本計画が実行されるよう取り組みます。

評価体制の具体的な流れ



障がいのある人もない人も、
互いを尊重し、支え合い
ともに暮らすまち守口



第6期守口市障がい福祉計画及び 第2期守口市障がい児福祉計画 概要版

令和3年3月発行

守口市役所 健康福祉部 障がい福祉課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

電話：06-6992-1630・1635（直通）

FAX：06-6991-2494